

## 議案第66号 提案理由説明書

区 分	主 な 提 案 理 由
第66号 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する等の規則	第1条 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部改正 ・組織改正に伴い、教育次長の事務分担等の規定を改正する。
	第2条 西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正 ・組織改正に伴い、教育委員会事務局の組織及び事務分掌等の規定を改正する。 ・その他事務分掌の見直しを行う。
	第3条 西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正 ・組織改正に伴い、教育機関の組織及び事務分掌等の規定を改正する。
	第4条 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正 ・組織改正に伴い、教育長に対する事務委任の規定を改正する。
	第5条 西宮市教育委員会公印規則の一部改正 ・組織改正等に伴い、不使用となる公印の規定を改正する。
	第6条 西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則の一部改正 ・組織改正に伴い、不使用となる職名の規定を改正する。
	第7条 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部改正 ・組織改正に伴い、不使用となる職名に関する給与の規定を改正する。
	第8条 西宮市立図書館条例施行規則の廃止 ・社会教育行政の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、規則を廃止する。
	第9条 西宮市文化財保護条例施行規則の廃止 ・社会教育行政の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、規則を廃止する。
	第10条 西宮市立郷土資料館条例施行規則の廃止 ・社会教育行政の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、規則を廃止する。
	第11条 西宮市教育文化センター管理規則の廃止 ・社会教育行政の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、規則を廃止する。
	第12条 西宮市立公民館条例施行規則の廃止 ・社会教育行政の一部を市長事務部局へ移管することに伴い、規則を廃止する。

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正  
する等の規則制定の件

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正する等の  
規則を次のように制定する。

令和3年3月17日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会規則第 号

西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部を改正  
する等の規則

(西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則の一部改正)

第1条 西宮市教育委員会教育次長の事務分担等に関する規則(昭和51年西  
宮市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「社会教育部」を削る。

第2条第1項第2号中「学事・学校改革部」を削る。

第3条第1項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰  
り下げ、同条同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 学校支援部所管の事務

(西宮市教育委員会事務局処務規則の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会事務局処務規則(平成元年西宮市教育委員会規則第  
10号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

部等	課
教育総括室	教育総務課
	教育企画課
	教育人事課
	教育職員課
	学校管理課
	学校施設計画課
	学校給食課
学校支援部	地域学校協働課
	学事課
	学校改革課
学校教育部	学校教育課
	学校保健安全課
	特別支援教育課

第4条第4項中「、学芸員」を削る。

第5条第3項の表を次のように改める。

課等	事務
教育人事課	教育人事課における予算経理及びその他庶務
学校管理課	学校管理課における予算経理及びその他庶務
学校施設計画課	学校施設計画課における予算経理及びその他庶務
学校給食課	学校給食課における予算経理及びその他庶務
地域学校協働課	地域学校協働課における予算経理及びその他庶務
青少年育成課	青少年育成課における予算経理及びその他庶務並びに青少年育成センター内の総合的調整
学事課	学事課における予算経理及びその他庶務
学校改革課	学校改革課における予算経理及びその他庶務
学校教育課	学校教育課における予算経理及びその他庶務
学校保健安全課	学校保健安全課における予算経理及びその他庶務
特別支援教育課	特別支援教育課における予算経理及びその他庶務
教育研修課	教育研修課における予算経理及びその他庶務並びに総合教育センター内の総合的調整

第12条に次の1項を加える。

#### 8 学校給食課

(1) 学校給食課における予算経理及びその他庶務に関すること。

- (2) 学校給食計画の立案及び調査研究に関する事。
- (3) 学校給食審議会に関する事。
- (4) 学校給食の指導助言、研修及び献立作成に関する事。
- (5) 学校給食の安全衛生管理に関する事。
- (6) 学校給食の広報及び統計に関する事。
- (7) 学校給食関係機器及び設備に関する事。
- (8) 学校給食における食育に関する事。
- (9) 学校給食事業場安全衛生委員会の庶務に関する事。
- (10) 学校給食物資の調達・配送に関する事。
- (11) 学校給食費の徴収に関する事。
- (12) 学校給食費の滞納整理に関する事。
- (13) 学校給食費等徴収システムの環境維持及び管理に関する事。
- (14) 学校給食献立作成アレルギーシステムに関する事。

第13条の見出しを「(学校支援部)」に改め、同条第1項中「学事・学校改革部」を「学校支援部」に改める。

第13条中第3項を第4項とする。

第13条第2項第4号中「配布」を「給与」に改め、同条同項第6号を次のように改める。

- (6) 就学奨励に関する事。

第13条第2項中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 奨学金の給付・貸付等に関する事。

第13条中第2項を第3項とする。

第13条第1項の次に次の1項を加える。

## 2 地域学校協働課

- (1) 地域学校協働課における予算経理及びその他庶務に関する事。
- (2) 地域学校協働活動の推進に関する事。
- (3) 学校運営協議会制度に関する事。
- (4) 家庭教育に関する事。
- (5) PTAに関する事。
- (6) ユネスコ協会に関する事。
- (7) 放課後事業に関する事。

- (8) 放課後関連事業の一体的な推進に係る企画及び調整に関すること。
- (9) 留守家庭児童育成センター事業と放課後事業の一体的な管理及び運営の推進に関すること。
- (10) 留守家庭児童育成センター施設と学校施設の一体的な整備の推進に関すること。

第14条第4項を削る。

第14条第5項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 医療的ケアに関すること。

第14条中第5項を第4項とする。

第15条の見出しを削る。

第15条を次のように改める。

#### 第15条 削除

(西宮市教育委員会教育機関処務規則の一部改正)

第3条 西宮市教育委員会教育機関処務規則（平成元年西宮市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

所属	名称	教育機関の長の名称	教育機関の職員	
			課長相当の職	一般職員
学校教育部	総合教育センター	所長	所長	主査 副主査
学校支援部	山東自然の家	所長		主事 指導主事
	青少年育成センター	所長	所長	その他必要な職員

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第4条第1項中「課長、担当課長及び館長」を「課長及び担当課長」に改める。

第7条中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項を第4項とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1	2	3	4	5
総合教育センター		教育研修課 長	教育研修課 の職員	
青少年育成センタ ー		青少年育成 課長	青少年育成 課の職員	
山東自然の家		指定管理者 の職員	指定管理者 の職員	指定管理 者の職員

（教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

第4条 教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和29年西宮市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号を削る。

（西宮市教育委員会公印規則の一部改正）

第5条 西宮市教育委員会公印規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条、第4条関係）中

西宮市立中央 図書館長印	【図内文字】 西宮市立中央図書館長 之印	てん書	方2.4	中央図書館 長
西宮市立北口 図書館長印	【図内文字】 西宮市立北口図書館長 之印	てん書	方2.4	北口図書館 長
西宮市立郷土 資料館長印	【図内文字】 西宮市立郷土資料館長 之印	てん書	方2.4	郷土資料館 長

及び

西宮市立公民 館長印	【図内文字】 西宮市立公民館長印	てん書	方2.4	中央公民館長
---------------	---------------------	-----	------	--------

を削る。

別表第2（第2条、第4条関係）中

西宮市教育委員会教育長之印	【図内文字】 西宮市教育長之印	てん書	方2.4	1	教育総務課長	教育委員会 所管職員等 の表彰
文化財専用西宮市教育委員会教育長之印	【図内文字】 文化財西宮市教育長之印専用	てん書	方2.4	1	文化財課長	文化財保護 行政事務 西宮市立郷 土資料館分 館名塩和紙 学習館の使 用許可

を削る。

（西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則の一部改正）

第6条 西宮市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員の職名に関する規則（昭和33年西宮市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、学芸員、司書」を削る。

第4条中「、館長」を削る。

（西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則の一部改正）

第7条 西宮市教育委員会の所管に属する一般職員等の給与に関する規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3（第5条関係）中「、館長」を削る。

（西宮市立図書館条例施行規則の廃止）

第8条 西宮市立図書館条例施行規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第10号）は、廃止する。

（西宮市文化財保護条例施行規則の廃止）

第9条 西宮市文化財保護条例施行規則（昭和48年西宮市教育委員会規則第26号）は、廃止する。

(西宮市立郷土資料館条例施行規則の廃止)

第10条 西宮市立郷土資料館条例施行規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

(西宮市教育文化センター管理規則の廃止)

第11条 西宮市教育文化センター管理規則(昭和59年西宮市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

(西宮市立公民館条例施行規則の廃止)

第12条 西宮市立公民館条例施行規則(昭和36年度西宮市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)

○提案理由

組織改正に伴う所要の改正を行うため。